

令和7年度 第2期

自動車整備技術講習 受講生募集のご案内

講習の種類、時間及び受講料

(テキスト代、保険料、消費税、地方消費税を含む)

講習の種類	講習時間	平日昼間コース 日曜コース 9:30～16:30	夜間コース 18:00～21:00	受講料	
				東整振会員	会員外
3級基礎	48 時間	全 8 回	全 16 回	32,000 円	60,500 円
3級自動車ガソリン・エンジン	96 時間	全 16 回	全 32 回	62,000 円	119,000 円
3 級二輪自動車	96 時間	全 16 回	—	61,000 円	118,000 円
2級ガソリン自動車	132 時間	全 22 回	全 44 回	86,500 円	165,000 円
自動車電気装置	120 時間	全 20 回	—	82,000 円	153,000 円

(会員外の方は、本部のみ受付)

受付期間

令和7年8月19日(火)～9月5日(金) ※土曜・日曜を除く

基礎講習に引続き 3 級本講習 (ガソリン、二輪) を希望する方は期間内に同時にお申込み下さい。

※全種目 定員になり次第締め切らせていただきます。

申込時に必要なもの

講習の種類毎に必要です。

- 第2期受講申込書** ▶ 会員・会員外で様式が異なります。
※事前に、ホームページからダウンロードするか受付場所で受領して下さい。
※必要事項を記入の上、会員の方は、在籍証明書欄に所属事業場より社印(ゴム印、スタンプ印不可)を受けて下さい。
- 受講資格を確認できる証書または整備技能者手帳**
※受講資格に係る基礎講習修了、学歴、整備士資格については、それらを証する証書、整備技能者手帳等を提示して下さい。
(コピー等不可)
- 自動車整備作業の実務経験証明書** ▶ 会員外の方は必ず添付して下さい。 ※基礎講習を除く
※会員の方でも在籍証明書のみでは実務経験期間を満たさない場合は必ず添付して下さい。
(実務経験証明書は証明内容が適当であると振興会が判断した場合にのみ有効となります)
- 郵便はがき各種目に付き 1 枚** ▶ 開講案内に使用します。(表面に住所と氏名を明記し、裏面白紙のもの)
※3 級の場合、3 級基礎講習で 1 枚・3 級本講習 (ガソリン、二輪) で 1 枚、合計 2 枚必要です。
- 受講料 (現金)**

受付場所

一般社団法人 東京都自動車整備振興会

※郵送による受付
は行いません。

会員外の方は
本部でのみ
受付ます。

教 育 部	渋谷区本町 4-16-4 (東京都自動車整備教育会館 1 階)	03-5365-4300
品 川 支 所	品川区東大井 1-12-17 (品川検査場構内 D 棟)	03-3471-6931
足 立 支 所	足立区南花畑 4-14-4 (足立検査場向い D 棟)	03-3884-3211
練 馬 支 所	練馬区北町 2-8-10 (練馬検査場構内 D 棟)	03-3559-1161
多 摩 支 所	国立市北 3-29-8	042-525-9919
八王子支所	八王子市滝山町 1-267-6 (八王子検査場構内 F 棟)	042-691-6117

※申込書・実務経験証明書・日程表は、<https://www.tossnet.or.jp/> からダウンロードできます。



機械、自動車、電気又は電子に関する学科について

科目名で判断できない場合は、履修内容が確認できる書類が必要です。国交省へ確認する為事前に教育部迄ご相談下さい。

その他講習所規程に準じます。**注** 令和7年7月8日付省令により、実務経験期間が改正されました。

3級基礎

満15歳以上の方

3級ガソリン、二輪の受講を希望される方は、この3級基礎講習を受講し修了することが必要です。なお、整備士資格をお持ちの方は基礎講習が免除されます。

3級ガソリン、二輪

3級基礎講習修了者(基礎講習修了日から3級本講習開講日の時点で2年を経過しない者)で講習の修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)及び資格区分		満15歳以降の自動車整備作業に関する実務経験 注 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	6ヶ月以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	3ヶ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリン・エンジンについて実務経験不要

2級ガソリン自動車

3級自動車整備士資格取得後、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の 自動車整備作業に関する実務経験 注 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	2年以上(令和6年3月以前3級資格取得者)
高校、各種(専修)学校	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年4ヵ月以上(令和6年11月以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年以上(令和7年3月以前3級資格取得者)

自動車電気装置

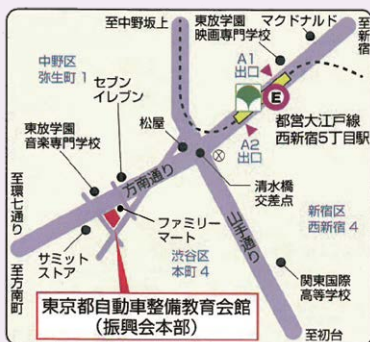
講習修了日までに、下記の自動車電気装置に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		自動車電気装置の整備作業実務経験 注 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヶ月以上
大学、高専	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年以上
一種養成施設、認定大学	2級課程	8ヵ月以上

教場案内図

※各教場とも、自動車(バイク含む)の乗り入れは厳禁です。

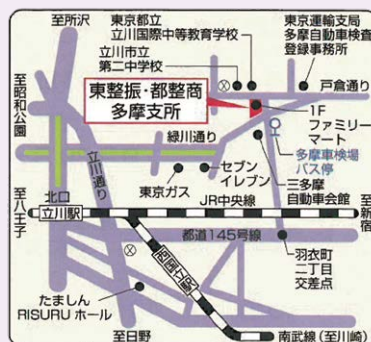
【本部】



東京都自動車整備教育会館
渋谷区本町 4-16-4

- 都営大江戸線
西新宿5丁目駅下車
A2出口より徒歩7分

【立川】



多摩支所
国立市北 3-29-8

- JR中央線立川駅北口
バス12番乗場より
北町行 多摩車検場
前下車

教場別講習予定

- 都合により日程などが変更になる場合があります。
- 当会ホームページ（tossnet）から詳しい日程表がダウンロードできます。

教 場	コース	種 目		定 員	講習期間	曜 日
本 部	平日昼間	3級	基 礎	36名	9月17日～11月5日	水曜日
			二 輪	36名	11月12日～3月11日	水曜日
		自動車電気装置		25名	10月9日～3月5日	木曜日
	日 曜	3級	基 礎	40名	10月12日～11月16日 ※日程上、3級二輪は受講出来ません。	日曜日 (祝日、振替休日2回含む)
			ガソリン	40名	11月30日～3月15日	日曜日 (祝日、振替休日3回含む)
		2級ガソリン		24名	10月12日～3月8日	日曜日 (祝日、振替休日4回含む)
	夜 間	3級	基 礎	40名	10月6日～11月13日 ※日程上、3級二輪は受講出来ません。	月・水・木
			ガソリン	40名	11月27日～3月12日	月・木 (水曜6回含む)
		2級ガソリン		24名	10月6日～3月12日	月・木 (水曜7回含む)
	平日昼間 連 続	3級	基 礎	24名	令和8年1月14日～1月23日	月～金
			ガソリン	24名	令和8年2月5日～3月2日	月～金
立 川	夜 間	2級ガソリン		35名	10月6日～3月12日	月・木 (水曜7回含む)
		3級ガソリンは、令和8年度第1期（4月～9月）に開講予定です。				

注意事項

- 1 申込者が少ないコースは中止になる可能性があります。ご了承下さい。
- 2 受講者が多い場合は、1 事業場 1 名でお願いすることがあります。
- 3 開講日以降のキャンセルによる受講料の返金、またコースの変更等はできませんのでご注意下さい。
- 4 修了するためには、80%以上の出席時間が必要です。事前に日程表を確認して下さい。
(その他の修了基準等の詳細は開講時に説明致します)
- 5 当講習は、講習修了日までに受講資格を満たしていることが必要です。
- 6 申込時に、証明書等のコピーは使用できません。
- 7 受講料領収書は確認が必要となる場合もありますので大切に保管して下さい。
- 8 当講習課程を修了すると、修了種目について 2 年間国家検定の実技試験が免除されます。
- 9 整備士資格取得には、別に行われる登録(又は検定)学科試験に合格し国へ全部免除申請を行う必要があります。



東京都受動喫煙防止条例に基づき、施設内及び敷地内は全面禁煙です。
また、渋谷区喫煙ルールにより、周辺での路上喫煙もできません。
近隣住民の方々へのご迷惑とならぬよう、ご理解ください。

「教育訓練給付制度」「人材開発支援助成金」について

教育訓練給付制度

当講習（厚生労働大臣指定講座）の修了後、受講者本人の申請により国から給付金が支給される制度です。
講習初日に配布される「希望調査表」を指定期日までに振興会事務局に提出する必要があります。

対象の講習 (厚生労働大臣指定講座)	2級ガソリン自動車
給付金額	雇用保険の被保険者期間3年以上 ⇒ 受講費用の20% (上限10万円) ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間1年以上で受給可能
給付条件 ※詳細はお近くのハローワークへ	次の①～④すべてに該当する方 ①雇用保険の被保険者期間が継続して3年以上の被保険者、又は3年以上の期間を満たして離職後1年以内の方。 ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間1年以上で受給可能 ②受講生個人で受講料を負担される方。 ③当該講習を修了された方。 ④従前3年以内に本制度を利用していない方。
受給対象者	受講者本人

人材開発支援助成金

(全講習対象)

この制度は雇用する労働者に対して、職業訓練を計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に助成される制度です。

講習申し込み前に申請が必要になりますので、詳しいことは下記にお問い合わせ下さい。

※事業場の管轄する厚生労働省・都道府県労働局（東京都はハローワーク助成金事務センター TEL:03-5332-6925）

自動車整備技術講習について

自動車整備士技能検定規則の一部改正により、令和9年1月1日以降、資格体系が改正されます。この改正により、**現行制度**の自動車整備士資格を対象とした自動車整備技術講習は、令和8年度第1期（4月～9月）で終了します。令和8年度第2期（10月～3月）からは、**新制度**に基づく講習となります。

資格体系の改正

現行制度

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士



新制度 (令和9年1月1日以降)

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士 (総合) (※)
	一級自動車整備士 (二輪)
二級	二級自動車整備士 (総合) (※)
	二級自動車整備士 (二輪)
三級	三級自動車整備士 (総合)
	三級自動車整備士 (二輪)
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

注：当講習を修了しますと、当該種目について国家検定の実技試験が2年間免除されますが、**現行制度**と**新制度**の整備士資格は異なります。整備士資格を取得するには、同制度の学科試験合格及び実技試験合格（又は同制度の講習を修了し実技試験免除）が必要です。整備士資格取得の際は免除期間等にご注意ください。

東京都自動車整備振興会技術講習所 一般社団法人東京都自動車整備振興会 教育部

東京都渋谷区本町 4-16-4 TEL：03-5365-4300

<https://www.tossnet.or.jp/>